

第14回専門委員会における指摘事項への対応

指摘事項・意見	対応
公共用水域、地下水におけるカドミウムの環境基準超過地点について、産総研の『地球化学図』で示している自然由来でカドミウムが高い地点を示したものと比較して欲しい。特に超過理由が不明の地点について、判断基準が明確ではないので、確認して欲しい。(中杉委員、細見委員)	資料3-2により示す。
休廃止鉱山からのカドミウム負荷量について、休廃止鉱山が網羅されているのか。その負荷量は非常に低い実態といえるのか。元データ及び計算方法も示して欲しい。(浅見委員、細見委員)	資料3-3により示す。
これまでの地下浸透基準の設定理由について、環境基準との関係が一部不明確なものもあるため、もう少し調べて整理(文章化)しておいて欲しい。(細見委員)	第14回専門委員会において提出した資料をリバイスし、地下水浸透基準の設定方法について若干記述を補足。(参考資料1)
今回カドミウムの地下浸透基準について暫定的に検討することはともかくとして、今後どこかの機会で、地下浸透基準全体について、基本理念も含め整理し直すことが必要。(中杉委員、細見委員)	報告素案において、今後の課題として記述
カドミウムの地下浸透基準0.001mg/Lというのはさほどおかしくないレベルであると思われるが、「公定法から決まる」というロジックはよく考える必要がある。(中杉委員、細見委員、森田委員)	カドミウムの土壌中における濃縮の可能性について暫定的に検討した結果を、資料3-4に整理
環境基準ではなぜフレイム原子吸光法を採用していないのか。(細見委員)	環境基準値を0.01→0.003mg/Lに強化したときに、H23.10.27環告94号をもって、フレイム原子吸光法は公定法から除外している。